

袋井市老人クラブ運営基準

(目的)

第1条 老人クラブは、地域の高齢者が、老後の生活を健全で、生きがいを持って暮らすために、自主的に組織し、クラブ等の活動を通じて、高齢者の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 老人クラブの規模は、会員数が、おおむね50人以上であるものとする。ただし、地域事情のためこれにより難しい場合は、おおむね30人以上とする。

2 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

3 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内（袋井市自治会設置規程（平成17年袋井市告示第185号）に基づく地区又は地域）に居住するものとし、袋井市シニアクラブ補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第58号）に基づく補助金の交付を受けている老人クラブと重複して会員となってはならないものとする。

(中立性)

第3条 老人クラブは、政治上及び宗教上の組織に属さないものとする。

(運営)

第4条 老人クラブは、会員の総意により自主的に運営するものとする。

2 老人クラブは、会員の互選による代表者を1人置くものとする。

3 老人クラブは、その活動に地域の高齢者を広く受け入れるものとする。

(会則等)

第5条 老人クラブは、組織、運営、活動内容等に関する会則又はそれに類するものを設けるものとする。

(活動場所)

第6条 老人クラブは、継続的に会員が活動のできる場所等を有するものとする。

(事務所等)

第7条 老人クラブは、事務所又は連絡場所（以下「事務所等」という。）を設置するものとする。ただし、事務所等は、前条の活動場所と重複しても差し支えないものとする。

(活動等)

第8条 老人クラブの活動に要する費用は、会員からの会費等により賄われるものとする。

(活動)

第9条 老人クラブの活動は、次に掲げる活動を定期的、継続的及び総合的に実施するものとする。

- (1) 教養の向上講演会・老人学級・見学会・視察への参加等
- (2) 健康の増進健康相談・体操・機能回復訓練の実施等
- (3) レクリエーション園芸、絵画、歌、舞踊、俳句、囲碁、将棋等
- (4) 地域社会との交流自治会、子供会との交流、奉仕活動等

(簿冊等の備え付け)

第10条 老人クラブは、次の簿冊を置くものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿(証票綴を別に作成)
- (3) 老人クラブ活動日誌
- (4) 予算書及び決算書
- (5) 備品台帳

(経理)

第11条 老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、前条に掲げる帳簿を事業完了後5年間保管しておくものとする。

附則

この基準は、平成20年度分から適用するものとする。

※文中、老人クラブは、シニアクラブに読み替えることができる。